

11.5.27

国際離婚

父子の国外面会認める

神戸家裁 年30日「ハーグ」先取り 伊丹支部

米国在住のニカラグア人男性が、日本人の元妻が連れ帰った子供(8)の引き渡しを求めた家事審判で、神戸家裁伊丹支部(浅見宣義裁判官)が男性と子供の米国での面会を年間約30日間、認める審判を下した。国外面会を認めた例はほとんどないとみられ、画期的な内容。多重国籍の子供にとって、父母双方から受け継ぐ文化や言語に接することが幸福につながると判断した。

【岡奈津希】

国外面会は現状ではある。この趣旨を日本が安全面から疑問の声がある。一方でハーグ条約は趣旨として離婚後も父母双方が子供を対等に養育するため加盟国に努力を求めている。この趣旨を日本が加盟する前に先取りした審判といえ、国際結婚を巡る同様の家事審判に与える影響は大きそうだ。審判は4月10日付。

元妻側は、米国の裁判で男性に認められた親権の変更を申し立てていた。子供が日本の生活や友人関係になじんでいることなどから「子供の心身の安定のため」として親権を元妻に認めた。その一方、多重国籍の子供は、父母双方から受け継ぐ文化や言語を理解していくことで、アイデンティティを確認し、可能性を広げていくと指摘。子供が米国に面会に行き、そのまま連れ去られるという恐怖感だけで、子供の可能性を阻害すべきではないとした。

さらに元妻に対し17年8月までの毎年、日本で約2週間、米国で約30日間、子供を男性に面会させなければならぬと命じた。時期は3、4月と7、8月、9、10月と明記。毎週日曜日の午前10時から午後4時(日本時間)から1時間はウエブカメラで毎週水曜日の午後8時(同)から30分間は電話での交流も義務づけた。

子の立場理解／実現は難しい

中央大法科大学院の棚瀬孝雄教授(法社会学)の話、ハーグ条約への加盟を必要とする状況が高まる中、離婚後も父母双方が子供を対等に、共同して養育していくために加盟国は努力するという条約

の趣旨をくみ取った審判だと思ふ。国際離婚後、子供が親に連れ去られ、もう一方の親とは永遠に別れてしまうケースもある。異なる言葉や文化を双方の親から引き継いでいる子供の立場を理解した、

先進的な判断だ。早稲田大の棚村政行教授(家族法)の話、国外での面会を認めた例は聞いたことがない。今の段階では、子供の安全や確実な返還は約束されておらず、実現が難しい審判だ。

ただ、ハーグ条約の加盟で、今後は国際的な子供の返還や面会交流の事例は増えるだろう。どちらにしても国内法の整備を進め、親の綱引きではなく、子供の心情に配慮した対策が必要だ。

ハーグ条約 国際結婚が破綻した夫婦間の子供(16歳未満)の扱いについて、国際協力のルールを定めた「国際的な子の奪取の民事面に関する条約」の通称。子供を連れ出された親が返還を申し立てた場合、相手方の国の政府は原則として、元の国に帰すよう協力する。日本政府は今月20日、加盟する方針を閣議了解した。

男性の代理人弁護士は「母親に親権を譲る交換条件として、父親の幅広い面会を認めた画期的な審判」と評価。一方、元妻の代理人弁護士は「面会交流の条件が厳しい。過大なスケジュールが組まれ、子供への負担も大きい」と話し、最終的には双方が大坂高裁に控訴した。